

発議第1号

那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例について

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成27年3月3日 提出

那珂市議会 議員定数等調査特別委員会
委員長 加藤 直行

提案理由

全国市議会の動向や近隣の議員数削減の状況を考慮して、少数精鋭で市民のために一生懸命働く議会を目指し、議会活動に専念できる安定した生活を保障し、若年層や女性など多様な人が議会人として活躍できる環境を整えるため、議員定数の4人削減、報酬の5万円増、政務活動費の月額1万円減を提案するものです。

那珂市議会議員の定数を定める条例等の一部を改正する条例

(那珂市議会議員の定数を定める条例の一部改正)

第1条 那珂市議会議員の定数を定める条例（平成14年那珂町条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「22人」を「18人」に改める。

(那珂市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 那珂市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年那珂町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「20,000円」を「10,000円」に改める。

(那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 那珂市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年那珂町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条及び第4条関係）

区分	議員報酬月額	旅費の額 (相当する額)
議長	464,000円	市長
副議長	413,000円	副市長
議員	395,000円	副市長

附 則

この条例は、この条例の公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定はこの条例の公布の日以後初めて行う一般選挙により那珂市議会の議員になった者の任期の初日から施行する。